

株式会社ショーワ

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社ショーワ
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第1分科会
- (3) 資 本 金：126億9千8百万円
従業員数：12,761人（連結）
- (4) 主要事業：

〈二輪・汎用事業〉

二輪・汎用事業では、二輪車用ショックアブソーバとボート用パワーチルトトリムの開発・製造を行っています。二輪車用ショックアブソーバにおいては、世界最高峰のロードレースやモトクロスレースで培った技術を量産品にフィードバックし、当社独自技術を駆使した製品を含めた製品ラインアップを展開しています。

〈四輪事業〉

四輪事業では、四輪車用ショックアブソーバとガススプリングの開発・製造を行っています。四輪車用ショックアブソーバにおいては、基本性能を向上させたコンベンショナルダンパーや当社の独自技術を駆使した電子制御式ダンパーなどを展開し、操縦安定性と乗り心地の両立を高いレベルで実現しています。

〈駆動事業〉

駆動事業では、リヤデフアッシーおよびリヤデフなどに使われるハイポイドギヤ単品やプロペラシャフトなどの開発・製造を行っています。

〈ステアリング事業〉

ステアリング事業では、電動式パワーステアリングやCVT用オイルポンプなどの開発・製造を行っています。電動式パワーステアリングにおいては、市場の電動化や多様化するニーズ

に対応した製品ラインアップを展開しており、高い応答性とリニアリティを実現し、ドライバーにスムーズなステアリングフィールを提供しています。

(5) 基本理念：

人間尊重 信頼・平等・自立

信頼 常に相手を思いやり、誠意を持って、お互いに個人の意見や立場を尊重し合える関係を築くこと

平等 全ての人に対して平等であることを基本とし、個人の属性（国籍、性別、学歴）に関わりなく、等しく、機会があること

自立 信頼、平等の下、自由な発想、自らの信念に基づき、情熱と責任を持って行動すること

(6) CIマーク：



当社のロゴマーク

当社は、1938年(昭和13年)に、航空機部品を製造する会社として設立され、今年で創立80周年を迎えています。設立当初は、昭和航空精機株式会社という社名でしたが、1946年に商号を株式会社昭和製作所と変更し、自動車用部品の製造を開始いたしました。そして、1993年に精機技研工業株式会社と合併し、同時に商号を株式会社ショーワに変更して現在に至ります。上記のロゴマークもこの時から使用しています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称：

当社の知的財産部門は、開発本部の技術企画部に属しています。組織の名称は特許ブロックです。

(2) 構成：

特許ブロックは、開発現場に近い環境で開発者と密に連携を取って知的財産業務を遂行するために、国内にある3か所の開発拠点に分かれて配置されています。拠点ごとに管理・事務の担当者と、出願や調査を担当する特許担当者が配属されています。

(3) 沿革：

当社の知的財産部門は、開発本部内に特許室として設置されていました。その後、管理本部に移り知財管理室となりました。さらに、開発本部に戻り特許ブロックと称して現在に至ります。時代の変化とともに社内で求められる機能も変わり、それに適合するように組織を変えながら対応しています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の発掘

先行技術開発と量産機種開発とに対しては、それぞれ異なる対応を行っています。

先行技術開発に対しては、開発の成果について出願・権利化を計画的に進めています。計画的に進めるためには、定期的に関係部門長と特許ブロックとで会議を開催し、開発の進捗や今後取り組む技術課題について情報交換を行い、開発計画に沿った出願計画を立案していくことが重要だと考え実行しています。そして、この出願計画に基づいて開発チームを支援し出願発掘を行っています。特に、将来的に事業の競争優位性をもたらすことが期待される技術に関しては、コア技術についてどのような権利化が狙えるのか、また、周辺技術として何を出願すべきかを開発チームと一緒に検討し、特許情報を共有して開発者のアイデアを引き出すことで特許網の構築を図っています。

量産機種開発に対しては、他社特許に対するクリアランスを行う際に特許の登録可能性も併せて調査する等対応して出願発掘を行っています。

また、開発者からの自由なアイデアに基づく発掘も行っています。開発者が自由に書き込める発明ネタ帳を用意し、この発明ネタ帳への書き込みと、それに対する特許担当者のヒアリングのやり取りから新たな発明が生じることや、発明のブラッシュアップに繋がることも多くあります。

(2) 出願業務

特許出願をする際には、どのような権利範囲を狙うのか、そのためにどのようにクレームを作成するのかを検討するため、出願前の公知文献の調査を重視しています。そのうえで狙いどおりの権利化を実現するため、明細書の質を高める施策を進めています。

そのひとつが明細書の内製化であり、明細書の質の確保を特許事務所任せにしないように、自分たちのスキルアップを図っています。また、特許事務所に依頼した明細書に対しては、チェックシートを導入して、担当者間にバラツキなく一定以上の質を確保できるよう努めています。

(3) 社内知的財産教育

知的財産教育は、様々な知的財産に関する施策の基礎になると考えています。新入社員、中堅社員また管理職クラスとそれぞれに対して必要と考える知財教育プログラムを設定して、知的財産教育を実行しています。知的財産の活用をより深く理解し、開発業務に活かそうと考える意欲的な開発者に対しては、さらに高度な内容の教育を行う準備もしています。

4. 今後の課題

知的財産部門は、従来型の出願及び調査だけでなく、情報解析を行いそれに基づいて提言を行うといった戦略的な役割も求められてきていると感じています。当社においても、そのような戦略的な役割に対応できる人材を育成し、これまで以上に事業に資する知財活動を行ってきたいと考えています。

(原稿受領日 2018年12月5日)